

「中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和63年2月27日付け63農蚕第939号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第18</u>の中華人民共和国新疆ウイグル自治区産のメロン（別称「ハミウリ」）の生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年2月27日農林水産省告示第183号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の3の項</u>の中華人民共和国新疆ウイグル自治区産のメロン（別称「ハミウリ」）の生果実に係る植物検疫の実施については、昭和63年2月27日農林水産省告示第183号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 ウリミバエの発生調査及び輸出検査の確認 <u>告示5</u>の発生調査及び輸出検査の実施の確認は、次により行うものとする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 検査の実施の確認は、当該生果実のこん包数の1パーセント以上について、中華人民共和国植物防疫機関が行う検査に原則として<u>立ち会い</u>、ウリミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ 植物防疫官は、(1)及び(2)のアにより、調査及び検査が適正に行われ、かつ、ウリミバエが発見されなかったことを確認したときは、<u>植物検疫証明書の余白に</u>	2 ウリミバエの発生調査及び輸出検査の確認 <u>告示4の(3)</u>の発生調査及び輸出検査の実施の確認は、次により行うものとする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 検査の実施の確認は、当該生果実のこん包数の1パーセント以上について、中華人民共和国植物防疫機関が行う検査に原則として<u>立会い</u>、ウリミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ 植物防疫官は、(1)及び(2)のアにより、調査及び検査が適正に行われ、かつ、ウリミバエが発見されなかったことを確認したときは、<u>次の様式により、植物検</u>

改 正 後

氏名を記入し，押印するものとする。

〔削る〕

現 行

疫証明書の裏面又は余白に付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	↑ 3 センチ メートル ↓
発生調査確認済		
検査確認済		

← 10センチメートル →

4 こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は，次のいずれかの方法によるものとする。

ア 通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに
限る。）が張られているこん包を使用すること。

イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装
材料（通気孔を設ける場合は，孔の直径が 1.6ミリメー
トル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

4 こん包

こん包に通気孔を設ける場合は，その通気孔に網（孔の直径
が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているもの
であること。

改 正 後

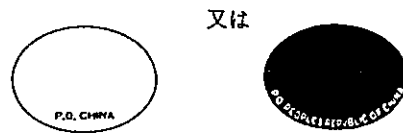
現 行

ウ コン包又は束ねたコン包全体が網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。

5 表示

告示 7 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はコン包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(ア) 輸出植物検疫終了の表示



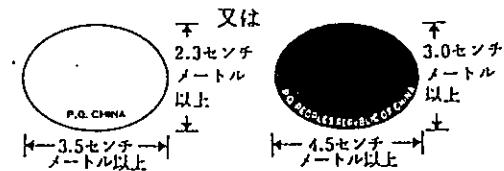
(イ) 仕向地の表示

FOR JAPAN

5 表示

告示 6 のコン包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

(ア) 生果実の表示



(イ) 仕向地の表示

FOR JAPAN 3 センチメートル以上
←15センチメートル以上→

改 正 後	現 行
(2) こん包場所 <u>告示6の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア ㇿ〔略〕 ウ 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び<u>告示6の(2)</u>のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。	(2) こん包場所 <u>告示5の(2)</u>のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア ㇿ〔略〕 ウ 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び<u>告示5の(2)</u>のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示5</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 <u>告示3の(3)</u>の消毒の実施の確認は、次により、原則として、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して行うものとする。

改 正 後	現 行
ア ）〔略〕 ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にコドリンガのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ 〔略〕 ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは、植物検疫証明書の<u>余白</u>に氏名を記入し、押印するものとする。 5 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u>	ア ）〔略〕 ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示3の(3)の検査の実施の確認は、さくらんぼ生果実のこん包数の1パーセント以上について、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にコドリンガのほかオウトウミバエがないことを確認することをもって行うものとする。 イ 〔略〕 ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときには、植物検疫証明書の<u>裏面又は余白</u>に氏名を記入し、押印するものとする。 5 表示 告示6のこん包の表示は、それぞれ、<u>次の様式によるものとする。</u>